

郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワイン用ブドウの産地形成による6次産業化を一層促進するために、ワイン用ブドウの栽培に要する資材の購入等（以下「事業」という。）をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 市から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。次号において「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 市から法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 農業法人 農業経営を目的として法人格を持つ組織をいう。
- (4) 営農集団 3戸以上の生産者からなる組織で、組織の規約等の規則を制定している組織をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所又は所在地を有し、ワイン用ブドウを栽培する認定農業者、認定新規就農者、農業法人又は営農集団とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業実施計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業費積算の根拠となる見積書等の写し
- (2) 事業を実施する位置が確認できる図面
- (3) 苗木、棚、資材等を設置等する前の状況が確認できる写真（当該資材等を購入又は施工する場合に限る。）

(4) 同意書兼誓約書（第3号様式）

(5) 登記事項証明書、組織の規約等農業法人又は営農集団であることが確認できる書類（農業法人又は営農集団の場合に限る。）
（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 本補助金を活用して収穫したワイン用ブドウを市内のワイナリーに販売すること。
（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業収支決算書（第4号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業実績報告書（第5号様式）
- (2) 購入した資材等の領収書等の写し
- (3) 苗木、棚、資材等を設置等した状況が確認できる写真（当該資材等を購入又は施工した場合に限る。）
- (4) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条第3号に規定する別に指定する財産及び同条ただし書に規定する市長が定める期間は、別表第2のとおりとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
ワイン用ブドウ苗木の購入費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内の額
栽培に要する棚及び垣根資材の購入費及び施工費	
土壌改良資材の購入費	
土壌診断に要する経費	
収穫作業に要する臨時雇用等収穫作業員に係る経費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の10分の10以内の額

別表第2（第10条関係）

指定する財産	市長が定める期間
ワイン用ブドウ苗木（若木又は成木となった場合も含む。）	10年
栽培に要する棚及び垣根資材のうち、支柱、アンカー、鋼線等基幹となる資材	8年
上記以外の棚及び垣根資材	3年

第 1 号様式（第 5 条関係）

郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業実施計画書

1 事業主体名				
2 事業予定地				
3 対象農地面積（a）				
4 事業内容 及び 事業量		5 総事業費	6 補助対象事業費	7 補助金申請額
（1）事業内容	（2）事業量	（円）	（円）	（円）
	計			

第 2 号様式（第 5 条関係）

郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業
収支予算書

1 収入 単位：円

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差 額	摘 要
合計				

2 支出 単位：円

区 分	本年度予算額		前年度予算額		差 額		摘 要
		うち補助対象		うち補助対象		うち補助対象	
合計							

同意書兼誓約書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 所在又は住所
生年月日
(フリガナ)
氏名又は法人名
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。

記

【同意事項】

税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。

（確認税目）

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

【誓約事項】

- 1 補助事業者が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していないこと。
- 2 本補助金を活用して収穫したワイン用ブドウを市内のワイナリーに販売すること。

第 4 号様式（第 8 条関係）

郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業
収支決算書

1 収入 単位：円

区 分	予算額	決算額	差 額	摘 要
合計				

2 支出 単位：円

区 分	予算額		決算額		差 額		摘 要
		うち補助対象		うち補助対象		うち補助対象	
合計							

第 5 号様式（第 8 条関係）

郡山市ワイン用ブドウ産地形成事業実績報告書

1 事業主体名				
2 事業実施農地				
3 対象農地面積（a）				
4 事業内容 及び 事業量	5 総事業費	6 補助対象事業費	7 補助金申請額	
（1）事業内容	（2）事業量	（円）	（円）	（円）
	計			